

## 第3 道路の上空に設ける通路

道路の上空に設ける通路の取扱いは、昭和32年7月15日「建設省発住第37号，国消発第860号，警察庁乙備発第14号」の通達に基づき，次により運用する。

### 1 運用上の留意事項

- (1) 許可等に関する事務の連絡及び調整を行うため関係のある道路管理者，特定行政庁，警察署長及び消防長又は消防署長からなる連絡協議会を設けること。  
※ 第3節第5 アーケード1.(5)に同じ。
- (2) 各機関は，それぞれ所管事項に関して責任を有するとともに，他の機関の所管事項に関する意見を尊重するものとし，連絡協議会において各機関の意見が一致した場合に限り，許可するものとする。
- (3) 連絡協議会は，許可等の申請があったとき開催するものとするが，必要があるときは，あらかじめ開催し，この許可基準に対する制限の付加等に関する事務の打合せを行い，必要に応じ適宜の方法により周知させること。
- (4) 道路の上空に通路を設けることは，安全上，防火上，衛生上その他都市計画的な見地から様々な問題が多いので設置場所，位置等について慎重に検討し，みだりに設置を認めないこと。
- (5) 市町村長（都の特別区の存する区域については知事）は，道路の上空に通路が設けられた場合において必要があると認めるときは，通路とこれを設けた建築物とを一体として法第8条の規定によりその所有者を定め，消防計画を立て，その訓練を行うべき建築物として指定すること。本号は法第8条が改正される前の規定であるが，防火管理については，接続される防火対象物を一体として行うこと。☞
- (6) 避難のための通路を道路上空に設けた場合においても，建基令の避難階段等の規定は，緩和されるものではないこと。
- (7) 道路の上空に通路が設けられた場合においては，ややもすれば通路内又はその下の道路上にみだりに商品，立看板，自転車等を存置するようになり易いので，このようなことがないように厳重に取り締まること。
- (8) 各機関は，道路を縦断する通路その他特殊な通路については，この基準に抵触しないものであっても，当分の間，それぞれ中央機関に連絡の上，その処理を行うこと。

### 2 通則

- (1) 道路の上空に設ける渡り廊下その他の通路（以下「通路」という。）は，建築物内の多数の人の避難又は道路の交通の緩和等相当の公共的利便に寄与するものでなければならない。
- (2) 通路は，交通，防火，安全，衛生及び美観を妨げ，その他周囲の環境を害するおそれのあるものであってはならない。
- (3) 通路は，たとえ臨時的であっても売場，店舗，商品置場，事務室等通行又は運搬以外の用途に供してはならない。
- (4) 通路は，これを設ける道路に面する建築物の採光を著しく害するものであっては

### 第3 道路の上空に設ける通路

らない。

また、通路を設ける建築物の通路の直下にある居室の開口部を採光に有効でないものとした場合においても、当該居室の採光が建基法第28条第1項の規定に適合する場合に限りこれを設けることができる。

- (5) 通路は、消防用機械の移動又は操作、救助、注水その他の消防活動を妨げるものであってはならない。
- (6) 通路の規模は、常時通行する人数若しくは運搬する物品の数量又は非常の際避難する人数に応じて最小限度とすることとし、その階数は一とし、その幅員は6m以下としなければならない。
- (7) 通路は、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路の見通しを妨げ、その他道路の交通の安全を害しないように設けなければならない。
- (8) 各機関は、通路を設けようとする場所等の特殊性により、この基準のみによっては、通行上、防火上、安全上、衛生上その他周囲の環境保持上支障があると認めるときは、所要の制限を付加するものとする。
- (9) 道路の上空に設ける渡り廊下等の通路の許可等については、許可基準に定める制限の効果と同等以上の効果をもたらす他の方法がある場合若しくは許可基準の一部を適用する必要がある場合又は許可基準をそのまま適用することによって通行上、防火上、安全上、衛生上その他周囲の環境保持上支障がある場合において、許可基準の一部を変更して実施し、又はその一部の適用を除外することが可能であり、安全性の確保に十分留意しつつ、弾力的運用を図ること。

#### 3 通路の設置数及び設置場所

通路の設置数及び設置場所は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 通路は、同一建築物について1個とすること。ただし、建築物の用途及び規模によりやむを得ないと認められる場合においては、建基令第145条第2項1号又は第3号に該当するもの1個、同項第2号に該当するもの1個、計2個とすることができる。
- (2) 通路は、次に掲げる場所に設けないこと。ただし、周囲の状況等により支障がないと認められるときは、②の水平距離を縮小することができる。
  - ① 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所
  - ② 道路を設ける建築物の隣地境界線から水平距離10m以内の場所

#### 4 通路の構造

通路の構造は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 通路の防火措置は、次に掲げるところによること。

ただし、用途及び周囲の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りではない。

  - ① 通路を設ける建築物から5m以内にある通路の床、柱（通路を設ける建築物の柱で通路を支える柱を含む。）及びはりは耐火構造とすること。
  - ② 通路と通路を設ける建築物との間には、随時開けることができる自動閉鎖式の特定防火設備を設けること。

特定防火設備は、建基令第112条第14項第2号に適合すること。

- ③ 通路を設ける建築物の外壁の開口部が大きい場合等で、その建築物等の火災によって通路による避難に支障がある場合には、その開口部に防火戸を設ける等通路による避難が安全であるように適当な措置を講じること。通路を設ける建築物の開口部で接続部分から3 m以内にあるすべての開口部には、防火戸を設けること。
- ④ 通路には、適当な排煙の措置を講ずること。
- 排煙措置等とし、次に適合する排煙用開口部、機械排煙設備及び消防隊が進入するための開口部を設けること。
- ア 排煙用開口部
- (ア) 手動、又は煙感知器と連動して外気に開放できるものであること。
  - (イ) 天井（天井のない場合は屋根）に設けるものにあつては、当該開口部の幅はおおむね上空通路の幅員で、長さは1 m以上の大きさを有すること。
  - (ウ) 前（イ）の開口部は、接続建築物に近接した部分に設けること。
  - (エ) 外壁に設けるものにあつては、両側に上空通路の長さの1/3以上で高さが1 m（天井（天井のない場合は屋根）から下方1.5 m以内の部分に限る。）以上のものその他これと排煙上同等以上のものであること。
- イ 機械排煙設備
- (ア) 減圧方式にあつては、排煙風道が $6 \text{ m}^3/\text{sec}$ 以上のもので、排煙口の大きさはおおむね通路の幅員で、長さが10 cm以上のものであること。
  - (イ) 前（ア）の排煙口は、接続建築物に近接した部分の天井に設けること。
  - (ウ) 加圧方式にあつては、通路内と大気との圧力差がおおむね水柱2 mm以上維持できるものとする。
  - (エ) 常用電源が断たれた場合に自動的に切り替り、かつ、30分間以上運転することができる非常電源を有していること。
- ウ 上空通路の設置階が3階以上の場合は、次のすべてに適合する消防隊が進入するための開口部を設けること。ただし、当該階への進入が容易な場合は、この限りではない。
- (ア) 消防活動上有効な場所に2以上設けること。
  - (イ) 外部から容易に進入できる構造であること。
  - (ウ) 消防隊が進入するための開口部は、直径1 m以上の円が内接するもの又は、幅及び高さが、それぞれ75 cm以上及び1.2 m以上であること。
  - (エ) 消防隊が進入するための開口部には、その旨の表示を設けること。
- (2) 通路の路面からの高さは、電線、電車等の路面からの高さを考慮し、これらの物件に支障を及ぼさないような高さ（5.5 m程度以上）とすること。
- (3) 通路は、これを支える柱をできる限り道路内に設けない構造とすること。
- (4) 通路は、これを設ける建築物の地震時の震動性状に応じて適当な構造とすること。
- (5) 通路の構造計算をする場合、積載荷重は、床、柱、大ばり又は基礎に対して、 $1 \text{ m}^2$ につき500 kg以上とし、水平震度は0.2以上鉛直震度は0.1以上とすること。
- (6) 通路の下面には、必要に応じ照明設備を設けること。
- (7) 通路には、適当な雨どい及び多雪地にあつては雪止めの設備を設けること。

### 第3 道路の上空に設ける通路

- (8) 通路の外部には、恒久的であると臨時的であることを問わず広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は不必要な塗装をしないこと。